

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第1条関係)	1
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第2条関係)	8
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	10
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	12
○ 舞鶴市国民健康保険条例	18
○ 舞鶴市手数料条例	31

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u> 行政職給料表</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u> 行政職給料表</p>

旧										新									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100		1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500		2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000		3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400		4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300		5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600		6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700		7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900		8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900		9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000		10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100		11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200		12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900		13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700		14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700		15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500

旧										新									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			

旧									新								
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			

旧							新						
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		294,900	342,600				94		295,900	343,600			
95		295,200	343,100				95		296,200	344,100			
96		295,600	343,500				96		296,600	344,500			
97		295,800	343,700				97		296,800	344,700			
98		296,100	344,100				98		297,100	345,100			
99		296,500	344,500				99		297,500	345,500			
100		296,900	344,800				100		297,900	345,800			
101		297,100	345,100				101		298,100	346,100			
102		297,400	345,500				102		298,400	346,500			
103		297,800	345,900				103		298,800	346,900			
104		298,100	346,300				104		299,100	347,300			
105		298,300	346,800				105		299,300	347,800			
106		298,600	347,200				106		299,600	348,200			
107		299,000	347,600				107		300,000	348,600			
108		299,300	348,000				108		300,300	349,000			
109		299,500	348,500				109		300,500	349,500			
110		299,900	348,900				110		300,900	349,900			
111		300,300	349,200				111		301,300	350,200			
112		300,600	349,500				112		301,600	350,500			
113		300,800	350,000				113		301,800	351,000			
114		301,000					114		302,000				
115		301,300					115		302,300				
116		301,700					116		302,700				
117		301,900					117		302,900				
118		302,100					118		303,100				
119		302,400					119		303,400				
120		302,700					120		303,700				
121		303,100					121		304,100				
122		303,300					122		304,300				
123		303,600					123		304,600				

旧										新									
	124		303,900								124		304,900						
	125		304,200								125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900			188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

改正附則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第4条の規定による改正後の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第30条第2項及び第3項並びに第30条の4第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
 - (略)
- (給与の内払)
- 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の舞鶴市会計年度任

旧	新
	<p>用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)</p> <p>5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当) 第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当) 第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>改正附則</p>

旧	新
	<p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新																																				
<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表の改正規定を</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				

旧	新
	除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。 2から5まで (略)

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧				新					
別表第1(第7条関係) 会計年度任用職員給料表				別表第1(第7条関係) 会計年度任用職員給料表					
号給	職務の級	1級	2級	3級	号給	職務の級	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円			円	円	円
1		136,200	150,100	198,500	1		147,100	162,100	208,000
2		137,100	151,200	200,300	2		148,100	163,200	209,700
3		138,100	152,400	202,100	3		149,100	164,400	211,400
4		139,000	153,500	203,900	4		150,100	165,500	212,900
5		140,000	154,600	205,400	5		151,200	166,600	214,400
6		141,000	155,700	207,200	6		152,300	167,700	216,200
7		142,000	156,800	209,000	7		153,400	168,800	217,900
8		143,000	157,900	210,800	8		154,400	169,900	219,600
9		143,800	158,900	212,400	9		155,300	170,900	221,100
10		144,800	160,300	214,200	10		156,400	172,300	222,600
11		145,800	161,600	216,000	11		157,500	173,600	224,100
12		146,900	162,900	217,800	12		158,600	174,900	225,600
13		147,700	164,100	219,200	13		159,500	176,100	226,800
14		148,700	165,600	221,000	14		160,600	177,600	228,200
15		149,800	167,100	222,700	15		161,800	179,100	229,600
16		150,800	168,700	224,500	16		162,900	180,700	231,000
17		151,900	169,800	226,100	17		164,000	181,800	232,400
18		153,300	171,200	227,800	18		165,400	183,200	234,000
19		154,500	172,600	229,400	19		166,700	184,600	235,500
20		155,700	174,000	230,900	20		167,900	186,000	236,900
21		156,800	175,300	232,200	21		169,000	187,300	238,100
22		158,000	177,800	233,800	22		170,200	189,600	239,700
23		159,200	180,300	235,400	23		171,400	191,800	241,200

旧				新			
24	160,400	182,800	236,900	24	172,600	194,000	242,600
25	161,500	185,200	237,900	25	173,700	196,200	243,600
26	163,000	186,900	239,400	26	175,200	197,900	245,100
27	164,500	188,500	240,700	27	176,700	199,400	246,400
28	166,000	190,200	241,900	28	178,200	200,900	247,600
29	167,400	191,700	243,100	29	179,600	202,400	248,700
30	168,800	193,400	244,100	30	181,000	203,800	249,700
31	170,300	195,200	245,100	31	182,500	205,200	250,600
32	171,800	196,900	246,100	32	184,000	206,600	251,500
33	173,100	198,500	247,200	33	185,400	208,000	252,400
34	174,800	199,900	248,100	34	187,100	209,300	253,300
35	176,500	201,400	249,000	35	188,800	210,600	254,100
36	178,200	202,900	250,000	36	190,500	211,900	254,900
37	179,900	204,200	250,900	37	192,200	213,200	255,600
38	181,300	205,500	252,200	38	193,300	214,400	256,700
39	183,000	206,700	253,400	39	194,700	215,600	257,900
40	184,500	208,000	254,700	40	195,800	216,700	259,000
41	185,800	209,300	256,000	41	196,800	217,800	260,200
42	187,200	210,600	257,400	42	198,200	218,900	261,400
43	188,500	211,900	258,600	43	199,400	219,900	262,500
44	189,900	213,200	259,800	44	200,600	220,900	263,600
45	191,400	214,300	260,900	45	202,100	221,800	264,700
46	192,700	215,600	262,100	46	203,100	222,700	265,800
47	194,100	216,900	263,400	47	204,000	223,600	266,900
48	195,500	218,200	264,500	48	205,100	224,500	267,900
49	196,800	219,200	265,600	49	206,200	225,400	268,900
50	197,900	220,300	266,600	50	207,200	226,300	269,900
51	199,000	221,300	267,800	51	208,100	227,200	270,900

旧				新			
52	200,200	222,300	268,900	52	209,100	228,100	271,800
53	201,300	223,300	269,900	53	210,200	228,900	272,700
54	202,400	224,200	270,900	54	211,200	229,800	273,600
55	203,300	225,100	272,000	55	212,100	230,700	274,500
56	204,400	226,000	273,100	56	213,000	231,500	275,400
57	205,500	226,300	274,000	57	213,900	231,800	276,300
58	206,400	227,100	275,000	58	214,500	232,600	277,200
59	207,400	227,800	275,900	59	215,200	233,300	278,100
60	208,400	228,500	277,000	60	216,000	233,900	279,000
61	209,500	229,200	278,100	61	216,800	234,500	280,000
62	210,400	230,000	279,100	62	217,300	235,200	281,000
63	211,300	230,700	280,000	63	217,800	235,800	281,900
64	212,200	231,300	281,000	64	218,300	236,300	282,800
65	212,800	231,900	281,500	65	218,800	236,800	283,300
66	213,600	232,500	282,400	66	219,400	237,300	284,000
67	214,300	233,100	283,100	67	220,000	237,800	284,700
68	215,000	233,800	284,000	68	220,500	238,400	285,600
69	215,400	234,500	285,000	69	220,800	238,900	286,600
70	215,800	235,100	285,800	70	221,100	239,400	287,400
71	216,100	235,600	286,600	71	221,400	239,900	288,200
72	216,400	236,300	287,400	72	221,700	240,400	289,000
73	216,600	237,000	288,200	73	221,900	240,900	289,700
74	217,000	237,600	288,700	74	222,300	241,400	290,200
75	217,400	238,200	289,100	75	222,600	241,800	290,600
76	218,000	238,700	289,600	76	223,000	242,300	291,000
77	218,200	239,300	289,800	77	223,200	242,800	291,200
78	218,700	240,000	290,100	78	223,700	243,300	291,500
79	219,100	240,700	290,300	79	224,000	243,800	291,700

旧				新			
80	219,500	241,200	290,700	80	224,300	244,300	292,000
81	220,000	241,700	290,900	81	224,600	244,700	292,200
82	220,300	242,300	291,100	82	224,900	245,200	292,400
83	220,600	242,900	291,500	83	225,200	245,600	292,700
84	221,000	243,400	291,800	84	225,500	246,000	292,900
85	221,500	243,900	292,100	85	225,800	246,400	293,200
86	221,900	244,500	292,400	86	226,100	246,800	293,500
87	222,300	245,100	292,700	87	226,400	247,200	293,800
88	223,000	245,600	293,100	88	226,700	247,600	294,100
89	223,400	246,100	293,400	89	227,000	248,000	294,400
90	223,900	246,600	293,800	90	227,400	248,500	294,800
91	224,400	246,900	294,100	91	227,700	248,800	295,100
92	224,800	247,300	294,500	92	228,000	249,100	295,500
93	225,100	247,600	294,700	93	228,200	249,400	295,700
94	225,500		294,900	94	228,500		295,900
95	225,900		295,200	95	228,800		296,200
96	226,200		295,600	96	229,100		296,600
97	226,500		295,800	97	229,300		296,800
98	226,900		296,100	98	229,600		297,100
99	227,300		296,500	99	229,800		297,500
100	227,700		296,900	100	230,100		297,900
101	228,100		297,100	101	230,400		298,100
102	228,500		297,400	102	230,600		298,400
103	228,900		297,800	103	230,900		298,800
104	229,300		298,100	104	231,200		299,100
105	229,700		298,300	105	231,500		299,300
106	230,200		298,600	106	232,000		299,600
107	230,500		299,000	107	232,300		300,000

旧				新			
108	230,900		299,300	108	232,600		300,300
109	231,100		299,500	109	232,800		300,500
110	231,500		299,900	110	233,200		300,900
111	232,000		300,300	111	233,600		301,300
112	232,400		300,600	112	233,900		301,600
113	232,600		300,800	113	234,100		301,800
114	233,100		301,000	114	234,600		302,000
115	233,600		301,300	115	235,100		302,300
116	234,100		301,700	116	235,600		302,700
117	234,400		301,900	117	235,900		302,900
118	234,800		302,100	118	236,300		303,100
119	235,200		302,400	119	236,700		303,400
120	235,600		302,700	120	237,000		303,700
121	236,000		303,100	121	237,400		304,100
122			303,300	122			304,300
123			303,600	123			304,600
124			303,900	124			304,900
125			304,200	125			305,200

改正附則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第4条の規定による改正後の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第30条第2項及び第3項並びに第30条の4第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

旧	新
	<p>(退職した会計年度任用職員の取扱い)</p> <p>3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(任期が3月以内の者に限る。)については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2、<u>第18条の4及び第18条の5</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項</p>

旧	新
<p>の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第</p>	<p>の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第</p>

旧	新
<p>35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2及び第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2、<u>第18条の4</u>及び<u>第18条の5</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

旧	新
<p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定</p>	<p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2及び<u>第18条の5</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第</u></p>

旧	新
<p>による繰入金を除く。)の額 (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第17条 保険料の賦課期日後において納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の7の額(被保険者数が増加し、<u>若しくは減少した場合</u>(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))<u>又は特例対象被保険者等となった場合</u>における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第13条の8の額又は第18条の2第1項各号に定める額<u>若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>	<p><u>72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額 (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第17条 保険料の賦課期日後において納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった、<u>若しくは特例対象被保険者等でなくなった</u>場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の7の額(被保険者数が増加し、<u>又は減少した場合</u>(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第13条の8の額又は第18条の2第1項各号(<u>同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。</u>)に定める額、第18条の4第1項(<u>同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。</u>)に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の4第4項第1号(<u>同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。</u>)に定める額、第18条の5第1項各号(<u>同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。</u>)に定める額若しくは同条第5項各号(<u>同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。</u>)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に</p>

旧	新
<p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の7の額、第13条の8の額又は第18条の2第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、当該納付義務が消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものと</p>	<p>属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の7の額、第13条の8の額又は第18条の2第1項各号に定める額、<u>第18条の4第1項に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の4第4項第1号に定める額、第18条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、当該納付義務が消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものと</p>

旧	新
<p>し、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以</p>	<p>し、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以</p>

旧	新
<p>下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第18条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得</p>	<p>下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第18条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得</p>

旧	新
<p>た額(第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第18条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>た額(第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第18条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第18条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</u></p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第</u></p>

旧	新
	<p><u>23条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額か</u></p>

旧	新
	<p><u>ら、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</u></p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第18条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>6 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(出産被保険者に関する届出)</u></p>

旧	新
<p>(保険料に関する申告)</p> <p><u>第23条の2</u> (略)</p>	<p><u>第23条の2</u> <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4</u> <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p><u>第23条の3</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第18条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年</p>

旧	新
	12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧		新	
<p>附 則 1及び2 (略)</p> <p>(多機能端末機において証明書等の交付を行う場合の手数料の特例)</p> <p>3 令和4年10月13日から令和6年3月31日までの間に限り、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)において戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面</u>の交付、租税その他公課に関する証明のうち個人の市民税及び府民税の課税に関する事項又は所得に関する事項の証明をした書面の交付、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項の規定に基づく住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付、同法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付並びに舞鶴市印鑑条例(昭和52年条例第1号)第14条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付を行う場合の手数料に係る別表の適用については、同表第1号中「450円」とあるのは「350円」と、同表第21号、第23号、第24号及び第27号中「300円」とあるのは「200円」とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>		<p>附 則 1及び2 (略)</p> <p>(多機能端末機において証明書等の交付を行う場合の手数料の特例)</p> <p>3 令和4年10月13日から令和6年3月31日までの間に限り、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)において戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項の規定に基づく<u>戸籍証明書の交付</u>、租税その他公課に関する証明のうち個人の市民税及び府民税の課税に関する事項又は所得に関する事項の証明をした書面の交付、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項の規定に基づく住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付、同法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付並びに舞鶴市印鑑条例(昭和52年条例第1号)第14条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付を行う場合の手数料に係る別表の適用については、同表第1号中「450円」とあるのは「350円」と、同表第23号、第25号、第26号及び第29号中「300円」とあるのは「200円」とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項、同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスク</u>	1通につき 450円	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項、同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基	1通につき 450円

旧		新			
<p>をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p> <p>(2) (略)</p>	(略)	<p>づく<u>戸籍証明書</u>の交付</p> <p>(2) (略)</p>	(略)		
		<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p> <p>400円</p>		
<p>(3) 戸籍法第12条の2において準</p>	1通につき	750円	<p>(4) 戸籍法第12条の2において準</p>	1通につき	750円

旧		新	
<p>用する同法第10条第1項、第10条の2第1項、同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付</p> <p>(4) (略)</p>	(略)	<p>用する同法第10条第1項、第10条の2第1項、同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u>の交付</p> <p>(5) (略)</p>	(略)
		<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p> <p>700円</p>

旧			新		
			事項を証明する除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本又は除籍証明 書の請求を行う場合における当 該発行を除く。)		
(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)	(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)
(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき	350円	(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円
(7) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)
(9) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)
(10) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)

旧			新		
<u>(11)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(13)</u>	(略)
<u>(12)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(14)</u>	(略)
<u>(13)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(15)</u>	(略)
<u>(14)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(16)</u>	(略)
<u>(15)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(17)</u>	(略)
<u>(16)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(18)</u>	(略)
<u>(17)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(19)</u>	(略)
<u>(18)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(20)</u>	(略)
<u>(19)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(21)</u>	(略)
<u>(20)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(22)</u>	(略)
<u>(21)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(23)</u>	(略)
<u>(22)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(24)</u>	(略)
<u>(23)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(25)</u>	(略)
<u>(24)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(26)</u>	(略)
<u>(25)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(27)</u>	(略)
<u>(26)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(28)</u>	(略)
<u>(27)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(29)</u>	(略)
<u>(28)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(30)</u>	(略)
<u>(29)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(31)</u>	(略)
<u>(30)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(32)</u>	(略)
<u>(31)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(33)</u>	(略)
<u>(32)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(34)</u>	(略)
<u>(33)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(35)</u>	(略)
<u>(34)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(36)</u>	(略)
<u>(35)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(37)</u>	(略)
<u>(36)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(38)</u>	(略)
<u>(37)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(39)</u>	(略)
<u>(38)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(40)</u>	(略)
<u>(39)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(41)</u>	(略)

旧				新			
<u>(40)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(42)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(41)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(43)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(42)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(44)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(43)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(45)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(44)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(46)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(45)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(47)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(46)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(48)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(47)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(49)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(48)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(50)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(49)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(51)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(50)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(52)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(51)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(53)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(52)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(54)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(53)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(55)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(54)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(56)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(55)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(57)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(56)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(58)</u>	(略)	(略)	(略)
				改正附則 この条例は、令和6年3月1日から施行する。			